

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊八戸駐屯地  
第384会計隊長 野田 勝美

次により一般競争入札（不用物品売払）を実施するので関係事項を承知のうえ参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

品 名	規 格	数 量	単 位	搬出場所	搬出期限
(使用済)業務車3号	トヨタ	1	UN	陸上自衛隊八戸駐屯地	代金納入の日から5日以内 (令和4年11月30日までに搬出)

### 2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けてる期間中の者でないこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書又は別途誓約書により必ず誓約すること。
- 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8)の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

#### ア 資本関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに順ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で東北地域の資格を有し、「C」等級以上に格付けされたものであること。
- (12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条に基づく取引業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者
- (13) 引取業以外の3業種を他業者に下請けさせる者で、入札日の2日前までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を受けた者であること。
- (14) 入札日の2日前までに、下記の書類を提出した者であること（FAX、郵送可）
  - ア 資格審査結果通知書の写し
  - イ 取引業登録通知書
  - ウ 引取業以外の3業種を他業者に下請けさせる者は、下請負承認申請書

### 3 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和4年10月18日（火）10：00
- (2) 場所 陸上自衛隊八戸駐屯地 第384会計隊入札室

### 4 物品確認の場所・日程及び要領

- (1) 日時：令和4年10月3日（月）～令和4年10月6日（木）9時～16時まで随時実施  
※上記に示す期間外の現物確認は担当者と別途要調整
- (2) 場所：陸上自衛隊八戸駐屯地
- (3) 要領：「資格審査結果通知書」及び「取引業登録通知書」を会計隊に送付（FAX可）のう  
物品確認を希望する日の2日前（土日を除く）までに調整先と日時を調整のうえ物品確認すること。
- (4) 調整先：第9後方支援連隊 第4科 上村 （内線2322）

### 5 落札の決定方法

- (1) 総額により決定する。入札書には消費税込みの金額を記載すること。
- (2) 予定価格の範囲内で、最高入札金額をもって申し込みした者を契約の相手方とする。
- (3) 同札の場合は、速やかに抽選を実施する。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### 7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名が判読し難いもの
- (3) 物品確認をしていない者の入札
- (4) 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記入のない入札又は入札書に記載できない場合で誓約書の提出がない入札
- (5) 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入のない入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している場合
- (8) その他、入札に関する条件に違反した者の入札

### 8 契約書の作成

落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

### 9 その他

- (1) 郵便入札は、令和4年10月17日（月）12：00まで本官の手許に到着したものに限り、電報入札は認めない。  
（郵便入札にあたっては、事前に担当（能方）まで連絡すること）
- (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
- (3) 現場以外及び官側担当者から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。

- (4) 当該売払車両を輸出する場合には、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可を得ること。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の請負とすること。
- (6) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること
- (7) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不  
隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の免除、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (8) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (9) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

ア 入札に関する事項

〒039-2295

八戸市大字市川町字桔梗野官地 陸上自衛隊八戸駐屯地 第384会計隊契約班

TEL：0178-28-3111（内線3348）

FAX：0178-28-3205

担当者：能方

イ 現物確認に関する事項

八戸市大字市川町字桔梗野官地 第9後方支援連隊 第4科

TEL：0178-28-3111（内線2322）

担当者：上村